

■ 学校経営のポイント

「指導要録」本人開示への備えを

若井 彌一

教課審が「新しい評価」を答申

平成 12 (2000 年) 12 月 4 日に、教育課程審議会は「児童生徒の学習と教育課程の実施状況の評価の在り方について」と題する答申を行った。

文部大臣への答申としては最後を飾る答申となったわけだが、今回の答申は、内容的に見ても刮目すべきものである。

概要については、すでに『教職研修』誌 (2001 年 1 月号) の「文教ニュース」で報じられているので、そちらをご一読いただくこととして、ここで取り上げておきたいのは、答申の次の指摘あるいは提言である。

「第 2 章 指導要録の取扱い (3) 指導要録の開示の取扱い 指導要録の本人への開示の取扱いについては、業務の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるとき等を除き開示すると個人情報保護基本法制的な基本的な考え方に基づいて対応する必要がある。具体的な開示の取扱いについては、各教育委員会等において、条例等に基づき、それぞれの事案等に応じて判断することが適当」。

指導要録は「本人開示」が原則

答申の提言の意味については、解説するまでもなかろう。要するに、教課審としては指導要録の本人開示を原則として打ち出したのである。

「具体的な開示の取扱いについては、各教育委員会等において……判断することが適当」と述べているのは、個人情報保護条例における実施機関として「教育委員会」が一般的に規定されているからである。各学校が実施機関として掲げられていないことをふまえてのことと思われる。

しかしながら、指導要録の記載業務自体は、各学

校において、校長の責任のもとに、各学級担任等が行うのが一般的であり、定着した慣習となっている。したがって、各学校においては、指導要録の本人開示の問題を教育委員会が検討すればよいと消極的にとらえるのではなく、各学校で取り組むべき課題と受けとめるようにしたい。

各学校での検討結果を教育委員会が集約・整理して、校長会との協議の場を設け、基本的な対応方針を確認するという手順で事をはこぶことができれば理想的である。

プロとしての自信をもって

答申では、各教科の学習の記録に関する「評価」について、これまでの「絶対評価を加味した相対評価」から「目標に準拠した評価(いわゆる絶対評価)」へと転換すること、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」欄を新設すること、「総合的な学習の時間」を評価する欄を新設すること、等が提言されている。

これを好機ととらえ、各学校においては、これまでの指導要録の記載業務について、その見直し・検討の作業を行っていただきたい。そのことが、児童・生徒(およびその保護者)からの開示請求への実務的および精神的自信を強めることになる。「備えあれば憂いなし」(Providing is preventing) である。

(わかい・やいち = 上越教育大学教授)

●…新年、あけましておめでとうございます。年頭にあたって、21 世紀わが国の教育が希望に満ちたものであるように祈念しております。そのため本紙は、よりよい学校経営の一助となるよう努力してまいります。
読者諸先生のいっそうのご支援・ご鞭撻をお願い申しあげる次第でございます。

本紙はホームページでも閲覧できます
新しい図書目録出来！ご希望の方に送付します

● 1 月の新刊 ●

注文・予約受付中！ お申込みは書店または直接小社へ

教育開発研究所 刊

『教職研修』緊急増刊！ 定価 2,350 円 (税込)

菱村幸彦 編 定価 2,310 円 (税込)

『新指導要録全文と要点解説』

『新・学校管理規則の読み方』